

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行期

日は、平成二十五年四月一日とする。